

平成25年12月土佐清水市議会定例会会議録

第15日（平成25年12月17日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案24件

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 14人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 矢野川 周 平 君 | 2番 | 森 一 美 君 |
| 3番 | 小 川 豊 治 君 | 4番 | 西 原 強 志 君 |
| 5番 | 永 野 裕 夫 君 | 6番 | 岡 林 喜 男 君 |
| 7番 | 永 野 修 君 | 8番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9番 | 瀧 澤 満 君 | 10番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13番 | 橋 本 敏 男 君 | 14番 | 武 藤 清 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

な し

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正 君 | 局長補佐 | 東 博之 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主 事 | 坂本 壮 君 |
| 主 事 補 | 岡崎 正嗣 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                            |         |                                             |         |
|----------------------------|---------|---------------------------------------------|---------|
| 市 長                        | 泥谷 光信 君 | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                      | 黒原 一寿 君 |
| 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 浦中 伸二 君 | 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  |
| 総 務 課 長                    | 山崎 俊二 君 | 危 機 管 理 課 長                                 | 横畠 浩治 君 |
| 消 防 長                      | 濱田 益夫 君 | 消 防 署 長                                     | 西田 和啓 君 |
| 健 康 推 進 課 長                | 山下 毅 君  | 福 祉 事 務 所 長                                 | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長                    | 岡田 敦浩 君 | 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長                | 坂本 和也 君 |
| まちづくり対策課長                  | 木下 司 君  | 産 業 振 興 課 長                                 | 磯脇 堂三 君 |
| 産 業 基 盤 課 長                | 文野 喜文 君 | 水 道 課 長                                     | 田村 和彦 君 |
| じんけん課長                     | 中山 直喜 君 | しおさい園長                                      | 中島 東洋 君 |
| 収 納 推 進 課 長                | 横山 周次 君 | 教 育 委 員 長                                   | 福重百合架 君 |
| 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                                 | 山本 豊 君  |
| 生 涯 学 習 課 長                | 山下 博道 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長<br>兼 少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 選 挙 管 理 員 会<br>事 務 局 長     | 徳井 直之 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 中山 優 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成25年12月土佐清水市議会定例会第15日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前11時35分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から、議案の訂正についての申し出がありました。

この際、議案の訂正についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から提出されております議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」の一部訂正の理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 提案理由のご説明を申し上げます。

議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」につきまして議案の訂正をお願いするものであります。

本文中、第2条、別表の名称及び1を本文に移し、合わせて発電規模を追加することの訂正をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(岡林守正君) お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」の一部訂正の件を承認することについて、ご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号の一部訂正については、これを承認することに決しました。

議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」は、訂正分を含めて、総務文教常任委員会で審査をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出議案69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」から議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案24件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 永野 修君。

(予算決算常任委員会委員長 永野 修君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(永野 修君) 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2)歳出中、3款2項2目 保育所運営費について

委員から、仮称「新・清水保育園」の建設に関して、ソーラーパネルの総出力並びに定員数、保護者等の車による園児の送迎について説明を求めました。

説明によりますと、現在の計画では、ソーラーパネルの総出力は40キロワットで、災害時には非常用電源としての役目も備えているほか、全量買取制度により、太陽光発電した全ての電力を売電する方法も検討している。さらに、園舎はできるだけ窓を多くし、風通しのよい構造とすることで、環境にやさしい建物にしたいとのことでもあります。

また、定員数については222人で、開園時の園児数としては182人を予定している。保護者等の車による送迎については、園の周りを周回できないため混雑されることが心配されるが、送迎バスの専用駐車場を備えるほか、より安全な送迎が行えるように一定のルールを決めたいとのことであり、了承いたしました。

このほか、委員から仮称「新・清水保育園」の建設に当たっては、地元業者が参入できるような入札の仕組みをつくっていただくよう要請しました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

2、議案第70号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」

議案第71号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第2号)について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(岡林守正君) 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇)

○総務文教常任委員会委員長(橋本敏男君) 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第 7 3 号「土佐清水市消防長の任命資格を定める条例の制定について」

議案第 7 6 号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 2 号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 5 号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 6 号「土佐清水市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 7 号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 9 2 号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」

以上、8 件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君。

（産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武藤 清君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第 7 7 号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 7 8 号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 7 9 号「土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 0 号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 1 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 3 号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 4 号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 8 号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 8 9 号「土佐清水市建設残土処分場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」

議案第 9 0 号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」

議案第 9 1 号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」

以上、11件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 議会運営委員会委員長 仲田 強君。

（議会運営委員会委員長 仲田 強君登壇）

○議会運営委員会委員長（仲田 強君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第74号「議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第75号「土佐清水市有財産条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、議会運営委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

議会運営委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、議会運営委員会委員長に対する質疑を終わります。

議会運営委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時13分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」を採決いたします。

議案第69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第69号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第

2号)について」を採決いたします。

議案第70号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第70号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

議案第71号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第2号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第71号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第72号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「土佐清水市消防長の任命資格を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第73号「土佐清水市消防長の任命資格を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第73号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例の制定

について」を採決いたします。

議案第74号「議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第74号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「土佐清水市有財産条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第75号「土佐清水市有財産条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第75号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第76号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第76号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第77号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第77号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

について」を採決いたします。

議案第78号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第78号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第79号「土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第79号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第80号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第80号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第81号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第81号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」

を採決いたします。

議案第 8 2 号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 2 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 8 3 号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 3 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 8 4 号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 4 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 8 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 8 5 号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 8 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 8 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号「土佐清水市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」を採決いたします。

議案第 86 号「土佐清水市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 86 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 87 号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 87 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 88 号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 88 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「土佐清水市建設残土処分場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 89 号「土佐清水市建設残土処分場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 89 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」を採決いたし

ます。

議案第90号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第90号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第91号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第91号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第92号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休 憩

午後 4時47分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時48分 休 憩

午後 6時57分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

この際、「仮議長の選任を議長に委任する件」を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、「仮議長の選任を議長に委任する件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「仮議長の選任を議長に委任する件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第106条第3項の規定によって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いません。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

5番永野裕夫君を指名いたします。

ただ今、市長から同意案第5号「副市長の選任について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第5号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました同意案第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、吉村前副市長が退任されて以来、半年近く副市長が不在となる異常な事態が続いております。

今議会においても、この副市長不在を危惧する意見や、また、多くの市民の皆様より、一日も早い副市長の選任を願う声があがっております。

そのような中、市政の発展を願い、考え抜いた末に、副市長に山田順行氏を選任したいと考え、再度、ご提案申し上げる次第であります。

山田氏の経歴については省略させていただきますが、前回の提案でも説明したように、同氏の豊富な行政経験、人格、識見から、本市副市長に最適任と考え、ご提案申し上げる次第でございます。

前回9月議会での提案に反対した議員の皆様には、一度否決した人事案件を再び提案したことに対しまして、批判はあると思います。

しかしながら、市民のためにこれからの政策を実行していく上で、私が熟慮を重ねた結果でございます。ぜひ、大所高所に立って広い視野でこの土佐清水市のために、どうかご同意賜りますよう、心よりお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

同意案第5号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

同意案第5号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君登壇）

○3番（小川豊治君） 市長提出同意案第5号について、反対の立場から討論を行います。

この議案につきましては、去る9月定例議会最終日の26日に同意案が提出され、表決の結果、否決となりましたことは、ご承知のとおりであります。

このことは地方公共団体の意思決定機関である議会が否として意思決定をされたのであります。

その後、この案件につきまして、議会報告会等を通じまして、市民の方々より反対の理由がわからない、明快にすべきではないかとのご意見をお伺いしました。

このことを踏まえ、人事案件につきましては、従来から申し合わせ事項として、議長発議により、質疑・討論を省略して表決をしておりましたが、今回より質疑・討論をした上で表決する方法がとられるようになりました。

直近の議会へ同様の議案提出は、会期独立の原則がありますので、異議はありませんが、私の知る限りでは、人事案件の否決は県下市町村議会でも余り例がなく、否決された候補者を再度、直近の定例議会へ提案をされることも余り例がないように思います。

9月定例会終了後、この問題について各地で多くの市民の方々より、賛成をすべき、あるいはまた反対をすべきなどのご意見や提言をいただきました。

それらの市民のご意見を踏まえ、市政の重責を担う副市長として、適任かどうか、相手の立場に立って行政推進が図れるか、また、住民の目線で行政執行が図れるか、直近の9月定例会で、市民の代表である市議会で、市としての意思決定はされている。それらを重点に熟慮を重ね、人格・識見を総合的に判断した結果、この案件につきましては、反対することにいたしました。

どうか皆さん方のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君登壇）

○14番（武藤 清君） 同意案第5号について、賛成の立場で討論を行います。

まず、討論に先立ちまして、今日に至る経過を振り返りながら、市民の皆さんにこれまでの人事案件の取り扱いについてご報告を申し上げ、ご理解をいただきたいと思うところであります。

事の発端は、9月議会の報告会におきまして、副市長の人事案件が否決となっているが、反対の理由が何であったのかとの質問が出たことに始まります。その質問に対して、議員からの説明は、人事案件に対して議長から採決方法として、「本件は人事案件でもあるので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決したいと思う」との提案であるので、賛成・反対の意見を出さずに採決をしているとの説明が行われたのであります。

これに対しまして、質問者からは、反対理由を明確にできないのはおかしい。反対することが真に土佐清水市のためというなら、その理由をはっきりすべきだとの意見が出されたところでもあります。

私自身、これまでに慣例に何の疑問も感じずに人事案件を取り扱ってきましたので、わかりやすい議会をと心がけてきたつもりの私にとっては、この指摘には少なからぬ衝撃を受けたことであります。

今12月定例会一般質問の中で、これまで少しの疑念も感じず処理してきた人事案件の取り扱いが、本当にそれでよかったのか、その根拠はどこにあるのか、今回の市民の皆さんの指摘はまことに的を射たものと考え、議長の議事整理権で対応できるのではないかと。このことを議長に見解を求めたところでもあります。

議長は、この件を去る12月13日の議会運営委員会に諮り、意見を求めたのでありますが、その中で1つには長年の経緯があるので、時間をかけて結論を出すべきであり、急ぐべきではないとする意見。2つ目には、6月議会での教育長人事でも、これまでと同じ方法であったので、今回もその方法で了解をとれるようにやってみようか。3つ目として、40数年の慣行を今すぐ変えるのはどうか、今のままがよい。4つ目としては、来年から通年議会となる。この問題はじっくり時間をかけて検討してはどうかなどの意見が出されたところでもあります。

協議の段階で、議会事務局が事前に調査した資料が各委員の手元に提示されておりまして、その内容は地方議会事務提要などによると、人事案件であっても、他の案件と同じで、質疑・討論の取り扱いをすべきで省略はできない。仮に議長が省略との諮り方をしたとしても、討論の申し出があれば、討論を行わず表決に付した場合、再議の対象になるというものであります。

こうした経緯から、質疑・討論については、申し出があれば、議長はこれを拒否できないとの結論に至り、このことを前提に人事案件に対する質疑・討論となったところでもあります。

本論に戻りますが、副市長の必要性につきましては、一般質問での市長、総務課長の答弁を紹介するまでもなく、議会・市民の誰一人として、異論のないところでもあります。副市長人事につきましては、さきの9月議会でも提案があり、賛成少数で否決となったところでもあります。今議会再びの提案であります。山田氏につきましては、40年という市役所の隅々まで知り尽くしているキャリア、さらには先見性や独創性、判断力、説得力など、そのどれをとっても人後に落ちない能力を兼ね備えているのは、議員の多くが評価していることは、周知のとおりであります。

また、対外的に見ましても、予想されます南海トラフ巨大地震津波対策をはじめとして、多くの事業において、今後、県との連携はますます重要になってくることから、山田氏を高く評

働する尾崎正直高知県知事や、知事部局の幹部職員とのこれまで山田氏が培ってきた良好な人間関係は、土佐清水市の発展に必要不可欠と言えるものであります。

また、昨年5月、市長選挙が行われ、現職を含む三つどもえの選挙戦であったその選挙結果は、投票総数1万399票の実に48.74%、5,069票の得票で市長に当選をした事実は、5つのテーマを中心とした市長の公約に、土佐清水市の将来を市民が新市長に託したことにほかならないものであり、その公約実現の第一歩は、庁内機構の見直し、人事体制、さらには人事を動かす要の副市長の人選にその全てがかかっているといっても過言ではないわけでありませぬ。

このように市民との公約実現に向けて、この副市長人事にストップをかけることは、よほどのことがない限り、あつてはならないと考えるものであります。

市民に対する行政の最終責任は市長にあり、この人事案件がどのような結果になり、市政が今後どう動こうとも、その責めは議会ではなく、ひとえに市長の責任であることは申すまでもないことであります。

以上、ご賢察いただき、ぜひともこの同意案にご賛同いただきますよう、伏してお願い申し上げる次第であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡林守正君） 4番 西原強志君。

（4番 西原強志君登壇）

○4番（西原強志君） 同意案第5号、副市長の選任について、反対討論を行います。

副市長の選任については、さきの9月議会において、市長から同意案が上程されたものであります。この案件につきましては、9月議会において、皆様ご承知のとおり、賛成少数により否決となり、既に議会における民意はくだされました案件であります。

今回、12月議会において、同じ同意案の提案がありましたが、議会民主主義からいたしましても、尋常なこととは言えないと私は思うところであります。

このようなことは、市長自身がいたずらに市政の混乱を招いていると言われてもいたし方がないところであります。今回の提案についても、前回、反対した理由と全く変わらないところだす。私としては、副市長を選任するに当たっては、土佐清水市のナンバー2にふさわしい人格・識見ともすぐれた者でなければならないと考えております。

今議会に提案がありました同意案に対し、自分自身の信念を貫き、副市長を選任する同意案については、前回と同じく同意することはできません。

以上の理由により、同意案について反対する討論といたします。

なお、私の息子を人質にとつたような脅迫した手紙が先週の14日に送られてきました。副市長の選任にかかわる件でもありますので、この際、この場をおかりいたしまして、公表させ

ていただきます。

宛名は、土佐清水市旭町12の22、西原強志様、奥様と書かれております。

差出人は書いておりません。

その内容を読みますと、「忠告。土佐清水市副市長人事の件。まだ市長議案に同意しないつもりのようなのだが、森澤社長が動かなくてもいいようにとめていたが、あなたが姿勢を変えないようなら、こちらもいたし方なくなる。山田本人にも、社長、直接から動かないでほしいとの息子の配慮もあり、周りからのいろいろな方で進めていたのだが、君らの思いも理解できるが、しょせん、過去の人間になった市職員、市職員として勤めた1人であるなら、将来の土佐清水市のために高い思いを抱いてほしいものだが、何よりも息子の将来のために、ここは考えるべきではないか。他議員をまとめる必要はない。あなただけ同意すれば。もしくは、退席でもよしである。良識ある判断を期待する。」というこのような脅迫じみた手紙が来ておりますので、申し添えます。

皆さん、どのように感じられたでしょうか。このような悪質なやり方、このような行為について、私は断じて許すわけにはまいりません。このような実態を申し添えます。

なお、この人事案件について、議長が討論することについては、議長にとって大切なことは、中立公正を堅持することであり、このため、議員として発言権、討論権が認められているからといって、その権利を行使することは、中立公正の堅持に疑義を生じたことは、まことに遺憾であります。このような混乱を招いたことは、議長の責任は重大であることは間違いのない事実であります。このことをつけ加えて終わります。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君登壇）

○11番（仲田 強君） 同意案第5号に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

議運の委員長という立場もございしますが、今回の議会運営の中で、今まで時間を費やして、そしてこういう討論の場ができました。私はこの一連の流れの中で、今回、通告が7人、それと3人と計10名の方が討論、今出ているようでございしますが、9月議会で一度否決になった議案が今回出た。そのことに対して、また説明もありました。もう9月議会のことは済んでおりますので、とやかく言うことはないわけですが、賛成少数とはいえ、賛成6、反対7、議長は表決権がありませんので、しかし、議長の思いというのは、議長の立場で中立公正の中でやってこられたことは間違いのないと思います。そういう議会の表決の結果、賛成少数という言葉で否決という形になりました。

その後、今、お話もあったように、議会報告会、また正規に議長あて、議会あてに投書、そういった市民の声が何件かありまして、そのたび、議会運営委員会のほうに審議をと議長のほ

うからいただきました。

そういう中で、一つ一つ、皆さんとともに議会運営の中で解決してきました。その中で大方の市民の声に通じているものではなかろうかなとそういう気持ちがありますので、投書の1つを紹介させていただいて、私の賛成同意と同じ意が綴られておりますので、それを読ませていただきます。

平成25年11月29日に受付けています。土佐清水市議会議長様及び副議長様。

前略。

最近いろんな会場で新市長の挨拶を聞きます。とても歯切れがよく、若さあふれる泥谷市長に今後の土佐清水市を任せたいと思う1人です。そんな中で、友人・知人と話すのは、議員が市長の推薦する副市長を認めず、市長が大変な思いをしている。議会は何をしているのかとの話題です。半数近くの市民が投票した市長が、自分の思いを実現するために必要な人物として指名する人物をなぜ議員が反対するのか。我々市民は、市長のマニフェストに共感し、投票したのです。それをぜひ遂行してもらわないと困ります。スピード感を持って市政を遂行してほしいと思います。そして、もし4年間で実現できなければ、我々は次の選挙で投票しなければいいのですから。しかし、市長がその努力さえもできない状況に議会がしているのなら、市民として納得がいかない。そんな議会の統制さえできない議長は、責任をとって辞職するべきではないか。そしてそれ以前に副議長、反対している1議員に入っていると聞いて、言語道断、あきれました。何のための副議長職なのか。はじめに副市長の一件を聞いたとき、市長が推薦する人物はよほど副市長に不適な人物なのだと思います。その理由がはっきりしているのであれば、それは仕方ないのかとも思いましたが、あちこちでいくと、ただ野党議員が市長に反対姿勢をとっているだけ。反対理由は明確にできない。その集団の中の1人に副議長がいるとは、我々の間ではあきれ物が言えない状態でした。もし、真に反対理由があり、反対すべきことが土佐清水市のためというのなら、市長に対してその理由をはっきり示すべき。それが市民代表である議員の責任でしょう。市長も反対する理由が真実として納得がいくのなら、副市長は別の人物を早く探すべきではないか。今回は、選挙で選ばれていない議員なのだから、レベルが低いことは仕方ないとしても、議長、副議長はその役職としての責任をもっと真剣に果たしてほしいと思います。高齢化で若者が住めない現状、議会はもっと大事なことで議論すべきではないでしょうか。もちろん、我々も何とかこの現状から脱却できるように努力しなくてはならないと感じています。

以上です。そのまま読ませていただきました。

議会報告会をし、いろんな報告をする中で、その以前に、本当に市民と乖離した議会、議会がもっと市民のところに近づこうと、そういう流れで基本条例をつくり、そういう流れでやっ

てきました。

その行程の中で、今回こういう本当にいまだない投書や、またご意見が届くようになりました。

私は、民意をどう反映させるのか、そこに議会の使命があると思っています。市長が、先ほどもありましたように、過半数近い信任を得た。我々は、選挙では無投票だと。1票も票をいただいております。しかし、選挙制度で議員になったんじゃないかなとそういうふうに自覚しています。来年、改選もあります。そういう中できょう討論を含めて、本当に議会改革を含め、何よりも市民の目線に立ってのこの市長の副市長提案、人事提案に対しては、再度、皆さん方をお願いをして、新しい出発、新年が迎えられるようなそういう環境づくりをしていただきたいなど。ただそれを願う次第です。

以上です。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君登壇）

○6番（岡林喜男君） 同意案5号の副市長の選任について、反対の立場で討論をさせていただきます。

教育長、副市長の人事案件については、6月議会で市長より事前協議の申し入れがあり、当初は事前協議に応じないという流れもありましたが、最終的に従来どおり、事前協議に応じることとなり、教育長については全会一致で協議がまとまりました。しかし、副市長については、多数の議員の賛同を得ることができず、提案権を持つ市長は、提案を見送りました。そして、9月議会でも同じ人物が事前協議に提案され、協議の結果、多数の議員の賛同を得ることができませんでした。にもかかわらず、市長は事前協議を無視して、副市長の人事案件を議会に上程し、否決となりました。12月議会でも9月議会に上程し、否決をされた人物を再度提案、上程した。この行為は民主主義の根幹である二元代表制である議会を軽視する行為です。いたずらに副市長の就任をおくらせば、市民に不利益を及ぼすおそれがあります。市長は、敬老会という公の場で、提案した副市長に反対した議員を名指しして敵視する発言を行っています。このような行為は慎むべきだと思います。市長は、議会の民意を尊重し、新たな人物を提案すべきです。このような経過も含め、人格・識見に問題があり、市民に選ばれた議員の責任において同意することはできません。

以上で、反対討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡林守正君） 討論を行いますので、仮議長、議長席をお願いいたします。

○仮議長（永野裕夫君） それでは、討論を続けます。

10番 岡林守正君。

(10番 岡林守正君登壇)

○10番(岡林守正君) 同意案第5号について、賛成の立場で討論を行います。

私は、市議会議長という中立公正の立場であります、この半年を越える間、副市長不在の中、11月27日には、土佐清水市の連合区長会、甲藤会長をはじめ役員の方3人で議長と副議長に面会を求めてまいりました。

その中で副市長がいないのは異常ではないかと。市長が自信をもって推薦する人を副市長に同意すべきではないか。そういう要望が私と副議長にありました。

そして、いろんな先ほども皆さんが申したように投書、また市民の方々からの声、そういう状況を考えた場合、私といたしましても、このことについてははっきりと意思表示をいたしたいと考え、お許しをいただきまして、副市長選任について討論をしたいと思えます。

山田順行さんは、皆様も十分にご承知のとおり、これまで観光課長、企画財政課長などを歴任し、庁内的に見ましても、人物、経験、そして行政手腕も申し分がないのではないかと思います。

また、高知県知事をはじめ、県幹部職員などの信頼も厚く、これまでに培われてきた彼の中央とのパイプを十二分に活用しながら、本市の少子・過疎・高齢化などの課題や厳しい財政状況の中にあって、さまざまな政策を取り組んでいくためには、最適な人材であり、同時に泥谷市長の公約、政策をスピード感を持って着実に実行していくためにも、私は、いなくてはならない人材と思えます。

また、市民の皆さんの圧倒的な声は、人事案件に反対する議会への議員批判であります。このことはさきに賛成討論をした武藤、仲田両議員が申しましたので、省略をいたしますが、この際、小異を捨て、市民のために一日でも早く副市長を選任することが、土佐清水市の浮揚につながると確信しております。

私は、義理と人情と思いやりを政治信条としておりますけれども、本日、議員の皆さんには、義理と人情と浪花節の心をもって、副市長の選任をお願いするところでございます。どうかよろしく、よろしくお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○仮議長(永野裕夫君) 7番 永野 修君。

(7番 永野 修君登壇)

○7番(永野 修君) 同志会の永野でございます。反対の立場で討論を行いたいと思えます。

前段、いろんな立場でこの問題については、そこそこで解決すべきではないか、そのようなご意見もあったように伺うところでございますが、無投票で当選したといえ、私たちは立派な市議会議員であります。何ら恥ずるところはないと私はこのように考えております。

そして、議員には、それぞれ権限が与えられておりますので、議員それぞれの判断によって

手を挙げるか、挙げないか、その判断は保障されておるとこのように私は考えているところでございます。

少し前からの話になりますけれども、6月議会、泥谷市長が当選されまして、この副市長問題について、野党のほうにも打診がございました。その中の人物は、皆さんもご承知のように、足摺岬288番地、山田さんでございます。

288番地と言いますと、私の家とはごく近くでありまして、この副市長問題で隣の人物が、市長から同意案として提案をされている。これほど悩んだことは私はございません。私も議員になって3期目でございますけれども、これほど議員として悩んだことはございません。幸いと言いますか、6月議会では提案が見送られましたので、どうか次の議会には彼はまたどこかいいところで、彼の能力を活用できる場があるのではないかと。ぜひ、そのようにしてもらいたいという願いも強く持ったところでございますが、9月議会では、ご承知のように、山田さんが再度、正式に提案をされまして、否決をされたところであります。

6月議会の前後と言いますか、私のところにはいろんな方が来られました。業界代表の方、あるいは自営業の方、そしてあるいは中には後援会の人まで含めまして来られまして、この人事案件にはぜひとも賛同してやってくれという強い要望があったところでございます。一番その中でこたえたのは、来年には市議会議員の選挙があるのうという一言でございました。前回は、無投票ということで、選挙の投票はありませんでしたけれども、市議会議員、選挙で市長も含めて、選挙は非常に厳しいわけでございますので、こういうことを言われますと、本当に足がすくむと申しますか、そういう思いをしたところでございます。

山田さんは、市職員にはめずらしく、私の目から見ますと、シティボーイであります。私は典型的なカントリーボーイであろうかと思いますが、本当に仕事もできるという評価も高く与えられているように私も考えております。ただ、天は二物を与えずという言葉がございます。彼は私はもう少し人間として自分を磨いて、来るべきまた彼の活躍する場が必ず来ると申しますので、それまでの間、彼は自分の人格を磨いて、その日のために備えていただきたいという思いでございます。どうか皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○仮議長（永野裕夫君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君登壇）

○8番（岡崎宣男君） 私は、同意案第5号、本件について反対の立場で討論を行います。

本案件につきましては、既に9月議会で議会の意思は示されております。その後、議員に状況の変化はありません。議員の判断も相半ばしておりまして、9月議会と同じ人物では、今後の議会運営上、私としたりは好ましいとは思っておりません。

また、本人事案件につきましては、市民の方々より各般の情報も寄せられますけれども、も

ちろんプラス面、マイナス面、それぞれ多々あります。私は自分の人生経験、議会経験から総合的に判断した場合、私は好ましいとは思っておりません。

本人事案件については、市長は他の人物を考えていただきたいと思っております。人事案件提出は市長の専権事項であり、市長は選択肢がありましようが、私たち議員は同意するか、否かしかありません。市長にありましては、柔軟に発想の転換等を考えていただきたいと思っております。いわゆる急がば回れでございましょうか。

次に、副市長は早急に決定すべきとの認識はどなたも持っております。市長にありましては、固定観念にとらわれず、柔軟な手法をとっていただけたら、市政はもっと進展すると、こういうふうに確信しております。

災害対策等懸案事項も多い中、市民生活の向上のためにも、次回の参考にしていただけたらとこういうふうに思っております。また、投書の中で、議長と副議長と意思が違うというようなこともちょっと批判されておりましたけれども、もちろん人生経験等、両者とも違うわけですから、たまには違うこともあってしかるべきとこういうふうに私としては確信をしております。

以上のような観点から、私は、本人事案件については、反対する立場であります。皆様方の同意、よろしくお願いいたします。

○仮議長（永野裕夫君） 12番 井村敏雄君。

（12番 井村敏雄君登壇）

○12番（井村敏雄君） 同意案第5号副市長の選任について、反対の立場から討論をいたしたいと思います。

先ほど来の反対の皆さんが、私の言いたいことはほとんど申し上げられましたので、ごく簡単に反対討論をいたしたいと思います。

6月議会において、この件の相談を受けたときに、市長と話し合いをする中で、難しいと。この方を提案しても否決される可能性があるのでは、という話をいたしました。そういう中で、6月議会は提案を見送られたように思います。多分、それを受けて9月議会には、必ず別の人選で提案されるものというふうに思っておりましたが、再度、山田氏の名前で相談を受けました。それでいろんな角度から、いろんな意見を聞きながら、結果的に6月議会も反対をしたわけで、それで山田氏とも会いました。そして山田氏には提案されても、否決される可能性が非常に高いと。それよりか、自分自身の人生をもう少し考えてみたらどうかという話もいたしたところです。それを市長にもそのことも伝えました。そして、それにもかかわらず、市長は、9月議会に提案をするという状況の中で、私のところにはかなりの人数が山田氏を副市長にしてくれという話がありました。中には本当に圧力とも思えるような言われ方もありました。し

かし、その反面、女性の方から副市長に山田さんはだめですよと、絶対反対してくださいという意見も数名の方から聞きました。

私は自分なりには腹は決めておりましたが、いろんな意見が入りますので、本当に自分の考えが正しいかどうか、市のOBであります方々5名の方にこの状況を話し、判断を仰ぎました。するとOBの皆さんは、山田さんはすばらしい人ではあるが、副市長としては適任者だとは思えないという意見が返ってまいりました。そういう意見のもとに、私はやはり自分の考えは間違っていないかったというふうに判断をいたしております。

特にまた、9月議会でいろんな角度からいろんな人の意見を聞きながら、否決した決定事項を、これを無視して、再度、今議会に提案されるということの重大さを私は、市長自身、どのように思っているのか、非常に不満に思うところであります。

議会のいわゆる議決の重み、それをもう少し私は認識するべきであろうというふうに思います。やはり土佐清水市のトップであります。だから、野党であれ、与党であれ、きちっと賛成できるような人材を提案してくるということが、私は一番大事なやり方であろうと思います。

また、今回の議会がこんなに混乱したのは、私は議会20年近くやりますが、本当に初めてであります。特に副市長問題。この混乱を招いた責任は、私は市長にもあると思います。なお、議長にも言っておきます。あなたが討論をしたいために、議長席をおりたということ、20数年にわたった慣例を無視して行う。その結果がこういう時間にまでなりました。その責任は議長として重大であろうというふうに思います。

以上、私のこの提案に対しての反対討論といたします。よろしく申し上げます。

○仮議長（永野裕夫君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君登壇）

○13番（橋本敏男君） 市長提出同意案第5号副市長の選任について、反対の立場から討論をいたします。

この議案においては、人事案件でもあり、被同意者の具体的な人格評価については、人格を著しく傷つけ、プライバシーに言及する恐れがありますので、あえて遠慮いたしますが、多くの職員や市民の皆さんから、被同意者の適性などを聴取し、人格・識見を議員として総合的に判断をした結果、市長提案どおりの大所高所から反対の意を唱えるものであります。

この議案については、9月議会に上程されたもので、既に議会民意はくだされ、不同意という決定を得た議案であります。会期独立の原則によって、一事不再議が回避されたからといって、その決定を全く無視するかなのような今回の市長の提案は、ある意味、独善的な手法ではないかとも思っております。

人的評価においては、人はそれぞれ違う評価があつて当たり前で、議員に与えられた議決権

については、誰からも侵略されることなく、自己の責任と判断をもって履行されなければならないというふうに思っています。自分の推薦するものが受け入れられないからといって批判を繰り返す、対立構造をあおるようなやり方は、到底看過できるものではありません。

選挙は、市長が勝利をいたしました。有権者の半分以上の皆さんは、市長の名前を書いていることを知らなければならないし、その有権者もあなたの愛すべき土佐清水市民なはずであります。戦いが終わり勝利を得たなら、自分の支援者だけの市長ではなく、選挙で反対の意を示した市民の声にも謙虚に耳を貸し、全てを抱擁する市長でなければならないということをしかり認識すべきであるというふうに思います。

あなたは口では謙虚になると言っていますが、それは口先だけで、あなたがやっていることは、私から言わせればおごり以外の何ものでもないと言わざるを得ません。自分の意に沿わない行動をとる人に対しては、怒ったり泣いたりして恫喝まがいのことや悪口を言って自分の正当性を訴えるようなやり方は、独善きわまりない手法であり、「八重の桜」ではありませんが、終わってしまいましたけれども、人として、政治家として、ならぬものはならぬ政治手法であります。

皆様方もご承知のとおり、地方自治は二元代表制によって、そのバランスが保たれているわけで、人事の提案権は市長にだけしか与えられておらず、その案件が同意され、初めて副市長が選任されるということになります。

このシステムは、市長のためだけの副市長としてではなく、市民全員の副市長であることが自治の仕組みの中でしっかりと位置づけられているものであります。

鹿児島県の阿久根市というところがあり、その市長が地方自治法の盲点について、専決権の連発を行い、副市長も議会の議決のないままに専決されたという独善的で独裁的な手法が全国から非難を受けました。さらに、ブログやツイッターなどで自分と対立をしている議員の批評を繰り返す、悪口三昧、あげくの果てにはやめてもらいたい議員投票などという議会批判に終始するなど、ついにはマスコミ等からは阿久根戦争などという俗語も生まれました。

鹿児島県阿久根市のような悲劇があってはならないし、副市長の必要性は、議員全員が認識をしているわけで、無理に自分の意思を押し進めるのではなく、議会の民意を謙虚に受けとめて、もう少し大人の判断をする必要があるのではないかとこのように思います。

最後に、人格・識見などという人物評価はもちろんです。事前調整を申し込んできたのは市長、あなたであり、その交渉の中で、我々に話したことを謙虚に振り返ってほしいものだというふうに思います。

以上で、反対討論を終わります。よろしく願いいたします。

○仮議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仮議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

同意案第5号「副市長の選任について」を採決いたします。

同意案第5号「副市長の選任について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○仮議長(永野裕夫君) 起立少数であります。

よって、同意案第5号「副市長の選任について」の同意を求める件は、これを同意することは否決と決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 7時56分 休 憩

午後 7時57分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から同意案第6号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第6号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました同意案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、市教育委員会委員の任命に伴う同意案であります。平成21年12月24日より同委員としてご尽力を賜っております三浦順子氏が、本年12月23日をもって任期満了となります。同氏の教育振興に対する豊富な経験と知識はもとより、人格・識見とも同委員として最も適任者であると考え、引き続き、同氏を選任いたしたく、ご提案するものであります。どうか同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡林守正君） 提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

同意案第6号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第6号については委員会付託を省略することに決しました。

同意案第6号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

同意案第6号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第6号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、同意案第6号は同意されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、閉

会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) どうもお疲れさまでした。

何から話していいのか、少し言葉が見つかりません。

人の心と言いますか、きょうの討論を横で聞いておきますと、何かむなしいと言いますか、本当に人格・識見という言葉が随所に出ましたが、人格・識見というその意味もまたかみしめながら聞いておりました。

総合的に判断した結果でありましょう。いろんな角度から皆さんの意見を聞いた結果でありましょう。しかし、残念でたまらないのは、その1人の人間の生き様というか、これまで脈々と頑張ってきたことを否定されたような気がいたしまして、本当に胸を引き裂かれるような思いで聞いておりました。

大変抽象的な表現でしか反対できなかったような気がいたしますし、また、本人の人格を踏みにじったような発言は、本当に残念であります。私も議会の決定した重みというのは、重大に感じておりますし、また今回の提案に至った経過、また思い、そういうものも前回9月議会の提案理由の説明でも、説明をさせていただいたところではありますが、本当にそのことが議員の皆さんに通じなかった、本当に私の不徳のいたすところで、候補者となられた山田先輩には、本当にすまない気持ちでいっぱいでございます。

今定例会におきましては、本当にこの決定というのは、私自身も大変反省するところでもございますが、市民の皆さんには、きょうのこの討論がどのように映ったのか、そのこともまた考えながら、過ごしていきたいと思っております。

ただ、否決された候補者を再度提案した私に批判があるのも承知をしておりますが、反対をされた、また賛成をされた議員の皆様への市民の皆さんの見る目もまた、見きわめながら、今後とも絶えず市民の側に立った市政運営を心がけてまいりたいと思います。現実的にまたあしたから副市長がないという、大変厳しい現状がございますが、市民生活を後退させるわけに

もまいりませんので、この結果を重く受けとめ反省するとともに、一層気合いを入れて、市政運営に当たってまいりたいと思います。

最後になりますが、本当に今回の議会も質問戦におきましては、基幹産業の振興策をはじめ、海難事故防止、また商店街の活性化、デマンド交通、保育行政、公的不動産戦略など、非常に建設的な政策議論ができたと思いますし、多くの議員からのご指摘をいただきました清水中学校、あるいは地震・津波対策につきましては、スピード感をもって可及的速やかな取り組みが必要であると認識しております。

その意味におきましても、議員の皆様のご支援、ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

いよいよ今年もあと2週間余りになりました。例年に増して、寒さも厳しい、そう予想も出ておりますが、皆さん方におかれましては、十分に健康に留意され、来年は市制60周年を迎える本市にとって、すばらしい年になりますよう、皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念を申し上げます。大変雑駁でふぞろいな挨拶になりましたが、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（岡林守正君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月3日に開会され、平成25年度一般会計補正予算をはじめ、各条例改正等の議案が提出されました。

本日までの15日間にわたる会期でございましたが、議員各位におかれましては、熱心な審議をいただく中で、各案件ともそれぞれご決定をいただき、ここに閉会の運びとなりました。

議員各位の格別なご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、執行部の皆さんには、会期中、何かとご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしく寒さも厳しくなっております。議員各位をはじめ、執行部の皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、皆様おそろいでよい新春をお迎えになりますよう、また市民の皆様方が輝かしい新年を迎えられ、幸多い年になることを心からご祈念を申し上げます。閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

午後 8時14分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員